

医科点数表第2章第 10 部手術の通則の5及び6(歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む。)に掲げる手術

(令和5年1月～令和5年12月)

区 分		手術件数(件)
区分1	ア 頭蓋内腫瘍摘出術等	68
	イ 黄斑下手術等	421
	ウ 鼓室形成手術等	20
	エ 肺悪性腫瘍手術等	208
	オ 経皮的カテーテル心筋焼灼術, 肺静脈隔離術	182
	計	899
区分2	ア 靱帯断裂形成手術等	31
	イ 水頭症手術等	115
	ウ 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	26
	エ 尿道形成手術等	3
	オ 角膜移植術	0
	カ 肝切除術等	66
	キ 子宮附属器悪性腫瘍手術等	44
	計	285
区分3	ア 上顎骨形成術等	8
	イ 上顎骨悪性腫瘍手術等	51
	ウ パセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	1
	エ 母指化手術等	25
	オ 内反足手術等	0
	カ 食道切除再建術等	3
	キ 同種死体腎移植術等	16
	計	104
区分4	胸腔鏡又は腹腔鏡を用いる手術	718
	計	718
その他	ア 人工関節置換術	160
	イ 乳児外科施設基準対象手術	42
	ウ ペースメーカー移植及びペースメーカー交換術(電池交換を含む)	46
	エ 冠動脈, 大動脈バイパス移植術及び体外循環を要する手術	255
	オ 経皮的冠動脈形成術	24
	オ 経皮的冠動脈粥腫切除術	0
	オ 経皮的冠動脈ステント留置術	171
	計	698